第3章 計画の基本目標・目指すべき将来像

第1節 計画の基本目標

本県では、これまで「環境首都・山梨」 (「『環境首都・山梨』づくりプラン」平成6 (1994)年~)、「環境日本一やまなしの確立」 (「山梨県環境基本計画」平成17(2005)年 ~)を掲げ、豊かな自然の維持を図り、健康 で文化的な生活の確保に努めてきました。健 全で恵み豊かな環境の恩恵を享受している 私たちは、本県の環境を将来の世代へ引き 継いでいく責任があります。 このため、第2章で述べた本県の環境の状況を踏まえ、「山梨県環境基本条例」で示された3つの基本理念に基づく取組を推進していくにあたり、本計画の基本目標を次のとおりとします。

<第2次山梨県環境基本計画一 基本目標>

県民の環で守り、創り、未来へ繋げる豊かな環境

県民総参加による連携(<u>環</u>)により、本県の豊かな環境を保全(<u>守り</u>)、創造(<u>創り</u>)し、<u>未来へ繋</u> げていくことを目指し、上記を本計画の基本目標とします。

第2節 4つの目指すべき将来像

「山梨県環境基本条例」の基本理念及び 計画の基本目標の実現へ向けた取組を推進 するにあたり、「物質循環」、「生活環境」、「自 然環境」、「地球環境」の4つの分野の各々に ついて、次のとおり目指すべき将来像を定め、 施策を展開していきます。

<第2次山梨県環境基本計画― 4つの目指すべき将来像>

物質循環	環境負荷の少ない循環型の地域社会
生活環境	安全・安心で快適な生活環境
自然環境	生物多様性に富んだ自然共生社会
地球環境	地球環境の保全に貢献する地域社会

<図3-1 条例の基本理念、基本目標、4つの目指すべき目標の関係 イメージ図

「山梨県環境基本条例 |基本理念

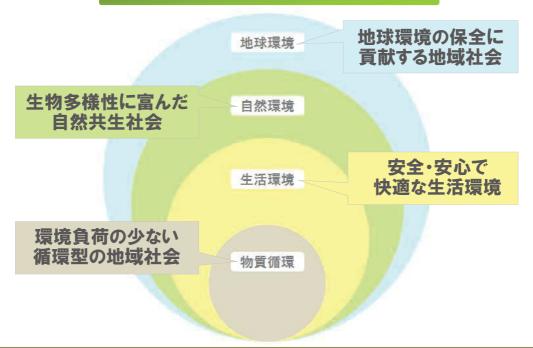
山梨県環境基本条例(平成16年4月施行) 基本理念(第三条)

- 環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな恵沢を享受するとともに、その環境を将来 の世代へ継承していくよう適切に行われなければならない。
- 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨とし、並びに地域の特性に応じた環境の保全及び創造に関する行動により人と自然とが共生する潤いのある環境が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 地球環境保全は、すべての日常生活及び事業活動において地球環境保全を積極的に推進されなければならない。



「県民の環で守り、創り、未来へ繋げる豊かな環境」

4 つ の 目 指 す べ き 将 来 像



1 環境負荷の少ない循環型の地域社会

現在の社会経済システムは経済効率を第一に追求した結果、様々な環境問題を引き起こしてきました。

私たちは、地球が有している限りある資源と 浄化作用の恵みを受けています。これまでの ような過剰な資源の消費を見直し、環境への 負荷をできる限り軽減するため、廃棄物の排出抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再 生利用(リサイクル)の取組など、「物を大切に する文化」のもとで、限りある資源の循環的な 利用を基調とする社会の実現を目指さなくて はなりません。

物質循環

生活環境

2 安全・安心で快適な生活環境

高度経済成長期の産業の発展は、私たち に物質的豊かさと便利さをもたらす一方で、 大気汚染や水質汚濁などの産業型公害を引 き起こしました。これらの産業型公害は、個々 の発生源に対する規制を中心とした対策によ り改善されてきました。しかしながら、急速な 都市化に伴い、今日では自動車排出ガスに よる大気汚染や生活排水による河川・湖沼の 汚濁といった一般の日常生活を原因とする都 生活環境 市・生活型公害が課題となっています。また、 ダイオキシン類に代表される新たな化学物質 による汚染や土壌汚染による問題が発生して いる他、東京電力福島第一原子力発電所の 事故により、放射能への関心が高まっており、 県内における放射能レベルの監視が重要とな っています。

身近な緑や水辺は私たちの生活に安らぎを 与え、都市特有の環境への負荷を緩和する など様々な効果が期待されています。また、 身近な緑や水辺が織り成す街並みや、地域 に残る歴史的・文化的な資源、優れた自然 環境が生み出す自然景観などは、私たちの 地域への愛着を生み出します。

私たちは、きれいな水やさわやかな空気などの良好な生活空間、自然環境を保全し、また、心を豊かにするような身近な緑や水辺、景観、重みのある歴史的・文化的遺産の保全、活用を図ることによって得られる、うるおいのある快適な生活環境の確立を目指さなくてはなりません。

3 生物多様性に富んだ自然共生社会

私たちの社会は、自然から資源を採取する 地球環境とともに、多くの自然を破壊しながら都市化を 進め、自然と相対しながら発展を続けてきました。その結果、自然の有する環境保全機能を 失い、時によっては自然の猛威にさらされてきました。

私たちの住む地球は、地形や気候といった自然的条件とともに、多種多様な生物が織り成す生態系のバランスのもとに成り立っています。そして、これら生態系のバランスは、何によって大きく変化するかわからない、極めてデリケートなものです。私たち人間も生態系を構

成する一員です。私たちの行動が生態系を構成する動植物や自然を傷つけることで、地球という環境が壊れる可能性もありますが、私たちは失った自然や動植物を再びつくり出すことはできません。

地球は今を生きる私たちのものだけではなく、 地球に暮らす全ての生き物のものでもあり、将 来、生まれてくる次の世代のものでもあります。 自然の持つ豊かな恵みを将来の世代に継承 するため、人と自然との共生を目指さなくては なりません。

4 地球環境の保全に貢献する地域社会

地球温暖化をはじめ、野生生物の種の減地球環境
少、オゾン層の破壊、有害廃棄物の越境移
動に伴う環境汚染や酸性雨*といった様々な
地球環境問題が顕在化した20世紀は、こうし
た地球規模での環境問題の解決と持続的な
発展を目指して、各国の協調した取組が展開生活環境
されるなど、地球環境の保全が世界共通の
問題の一つとして認識されるようになった世紀
といえます。

私たちが生きる21世紀は、地球環境時代と言われています。私たちは、地球に多くの環境負荷を与えていることを認識し、地球の有する優れた恵みを後世に伝えるべく、地球環境の保全に向けて、私たちの足元である山梨県から小さな取組を一つずつ積み重ね、地球環境の保全を目指さなくてはなりません。

第3節 施策展開の考え方

平成27年(2015年)に国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その中では、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について17の目標(ゴール)と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」が提示されています。SDGsのそれぞれのゴールやターゲットは相互に関連しており、

複数の課題を総合的に解決することを目指しています。

また、目標達成に向け、あらゆるステークホルダーが参加する「全員参加型」のパートナーシップの促進を宣言しています。

本計画では様々な環境問題に対応するため の施策を取りまとめていますが、こうしたSDGsの 考え方も活用し、様々な主体と連携しながら、 持続可能な社会の構築を目指します。

<図 3-2 持続可能な開発目標(SDGs)>

